

「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、
評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための
方策について（最終答申）

平成 28 年 7 月 28 日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

本文の記載等に関する注釈

1 「取組の方向性」の位置付けについて

- ◆ 本文 10 ページから 71 ページに記載されている「取組の方向性」は、全ての学校において取り組むべき内容を指す。
- ◆ この「取組の方向性」については、その位置付けに応じて、以下の 8 つに分類している。

	本文表中の表記	取組の位置付け
①	法による義務規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、必ず実施するよう義務付けられている取組
②	法による充実・推進規定	「いじめ防止対策推進法」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう義務付けられている取組
③	法による必要がある場合の実施規定	「いじめ防止対策推進法」により、必要がある場合に実施するよう示されていたり、例示されていたりする取組
④	全校で実施	「いじめ総合対策」により、全ての学校で、必ず実施するよう求めている取組
⑤	全校で充実・推進	「いじめ総合対策」により、全ての学校で、充実・推進を図るよう求めている取組
⑥	各学校で工夫・改善	「いじめ総合対策」により、各学校で工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑦	教職員が工夫・改善	「いじめ総合対策」により、一人一人の教職員が工夫・改善して実施するよう求めている取組
⑧	必要に応じて実施・例示	「いじめ総合対策」により、必要に応じて実施するよう示していたり、例示したりしている取組

2 「被害の子供」、「加害の子供」、「周囲の子供」について

- ◆ 本文では、現行の「いじめ総合対策」の表現を引継ぎ、便宜的に、いじめを受けた子供を「被害の子供」、いじめに該当する行為を行った子供を「加害の子供」、いじめが行われていることを見たり聞いたりしていた子供を「周囲の子供」と称している。
- ◆ 学校は、「被害の子供」の受けた苦痛の状況や、「加害の子供」の行った行為の重大性等に応じて丁寧に対応し、いじめの解消を図ることが重要である。この表現をもって、子供を形式的に「被害」「加害」に分け、一律に対応することを意味するものではない。

はじめに

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、平成 26 年 7 月に公布された「東京都いじめ防止対策推進条例」第 11 条に基づき、東京都教育委員会の附属機関として設置された組織である。本委員会規則に定められた所掌事項は、都教育委員会の諮問に応じ、東京都や区市町村の教育委員会、そして都内公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、調査審議し、答申することなどとなっている。

これを踏まえ、本委員会は、平成 26 年 10 月 31 日に都教育委員会から、「東京都教育委員会いじめ総合対策」の見直しに向けて、同対策に示された取組の進捗状況の検証、評価を踏まえ、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について検討するよう諮問を受けた。

現行の「いじめ総合対策」は、条例成立後の平成 26 年 7 月に、都内公立学校を対象に策定されたものであり、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の 4 つの段階ごとに学校における具体的な取組を示した内容となっている。

これまで、各学校においては、この「いじめ総合対策」を踏まえて、いじめ防止等の対策を実施してきた。

一方で、昨年 7 月に岩手県矢巾町で発生したいじめの疑いによる中学生の自殺報道を受けて、都教育委員会が教員一人一人の取組状況を確認したところ、いじめ防止対策推進法に基づき全校で策定されている「学校いじめ防止基本方針」の内容の周知が不徹底であったり、全校に設置されている「学校いじめ対策委員会」が十分に機能していなかったりしている状況が明らかとなった。また、諸調査の結果からは、子供がいじめ等の問題に直面しても教職員にはなかなか相談できていないこと、学校においてインターネットを通じて行われるいじめに対する指導が徹底されていないこと、いじめ問題の解決に向けて子供が主体的に行動しようとする意識や態度を育成するための指導が十分に行われていないことなどが、今後の課題として示された。

本委員会は、これらの課題を解決するための方策を中心に、平成 26 年 10 月以来、11 回の会議を開催し、審議を行ってきた。この間、昨年 12 月には、それまでの審議経過を学校等に伝えるために、「『いじめ総合対策』の改訂の方向性について」と題して「中間答申」を行った。これに基づき、子供を対象とした定期的なアンケートなど一部の取組については、既に学校において改善を図っていただいているところである。

本最終答申は、第 1 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の審議の総括として、平成 29 年度から都内全公立学校において新たに推進すべき取組の方向性を示したものである。

今後、本答申を踏まえ、都教育委員会における審議を経て、実効性の高い「いじめ総合対策（第 2 次）」が策定されることを祈念している。

平成 28 年 7 月 28 日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

目 次

はじめに

第1章 いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント	4
第2章 4つの段階に応じた具体的な取組	6
1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～	
（1）子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出	10
（2）教職員の意識向上と組織的対応の徹底	13
（3）いじめを許さない指導の充実	18
（4）子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成	21
（5）保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成	25
2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～	
（1）「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	27
（2）子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知	32
（3）全ての教職員による子供の状況把握	34
（4）子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	36
（5）保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報	41
3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～	
（1）「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底	45
（2）被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例	48
（3）加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	49
（4）重大事態につながらないようにするための対応	51
（5）所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援	57
4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、繰り返さない学校づくり～	
（1）重大事態発生の判断	59
（2）被害の子供の安全確保、不安解消のための支援	62

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援	64
(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決	67
(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告	69
◎ 位置付け別 学校の取組一覧	72

答申に関する参考資料

① 「学校いじめ対策委員会」を核とした取組例	79
② 「学校いじめ対策委員会」の取組状況確認項目	81
③ いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト	82
④ 「SNS東京ルール」の策定について	83
⑤ いじめ発見のチェックシート	86
⑥ 生活意識調査	87
⑦ いじめ早期発見のためのアンケート質問項目例	91
⑧ スクールカウンセラーによる全員面接よくある質問	92
⑨ いじめ防止カード	96
⑩ 外部相談窓口周知のためのチラシ	96
⑪ いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組	97
⑫ 警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項 (24. 9)・(28. 5)	99
⑬ いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査 (平成 28 年度) ～学校の取組に関する質問項目～	101

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1期）関係資料

○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則 (平成 26 年東京都教育委員会規則第 18 号)	111
○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問文	113
○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会審議経過	114
○ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿	115

第1章 いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。

東京都内の全ての公立学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、以下の6つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく必要がある。

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》

- 行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知することが不可欠である。
- 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめの件数が多いことは問題であるという誤った認識を払しょくし、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》

- 軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。
- 「いじめ防止対策推進法」の規定により、全ての学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にする。教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさずに行うことにより、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

ポイント3 相談しやすい環境の中で、子供を守り通す

《学校教育相談体制の充実》

- 被害の子供が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を改善するため、学校教育相談体制を充実させることが必要である。
- 子供からの訴えを確実に受け止め、相談した子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。

ポイント4 子供たち自身が、考え行動できるようにする

《いじめ問題の解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》

- いじめ問題を解決するためには、子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることが重要である。
- 全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、道徳や特別活動等の充実を通して、子供たちが、いじめ問題の解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定するとともに、教職員が子供の活動を励まし支援していく。

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

《保護者との信頼関係に基づく対応》

- いじめ問題の解決のためには、学校は、被害及び加害の子供の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要である。
- 日常から、全ての保護者に対して、「いじめ」の定義を踏まえ、いじめはどの学校どの子供にも起こり得る問題であることを説明するとともに、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知しておく。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめ問題に対峙する

《地域、関係機関等との連携》

- いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするためには、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応することが必要である。
- 都内全ての公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の機能を明確にする。その上で、定期的な会議や個別事案ごとの会議を通して、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、被害の子供を支援したり、加害の子供の反省を促す指導を行ったりする。

なお、上記6つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要である。

第2章 4つの段階に応じた具体的な取組

1 未然防止

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- ア 魅力ある授業の実現
- イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導
- エ よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
- オ 子供と教職員の信頼関係の構築

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
- イ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- エ 「いじめに関する研修」の実施
- オ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

(3) いじめを許さない指導の充実

- ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
- イ 「いじめに関する授業」の実施
- ウ 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- エ 困難に対処できるようにするための指導

(4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ア 互いに認め合う態度を育む取組
- イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- ウ 取組の推進役を担えるリーダー性の育成
- エ 児童会・生徒会活動による取組
- オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり
- カ 「東京版 STOP! いじめ (仮称)」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

- ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
- イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

2 早期発見

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

- ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
- イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

(2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知

- ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察
- イ 学級担任等による定期的な個人面談
- ウ 学期初め等の「いじめ発見のチェックシート」の活用
- エ 定期的な「生活意識調査」等の実施

(3) 全ての教職員による子供の状況把握

- ア 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察
- イ 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
- ウ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

(4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
- イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
- ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年、中学校1年、高等学校1年対象）
- エ いじめ相談ポスト、学校いじめ相談メール等の取組
- オ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
- カ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知
- キ 「東京版 STOP! いじめ（仮称）」ホームページ・アプリケーションによる相談先へのアクセス

(5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

- ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
- イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談の実施
- ウ PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報
- エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報
- オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供
- カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報
- キ 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

3 早期対応

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 教職員からの報告を受けての対応方針の決定 |
| イ | 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言 |
| ウ | 対応記録のファイリング |
| エ | 解消の確認 |

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例

- | | |
|---|---|
| ア | 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例 |
| イ | 継続的な不快や不安を感じる場合、
保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応例 |
| ウ | 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、
医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応例 |

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例

- | | |
|---|--|
| ア | 好意で行った言動への指導例 |
| イ | 意図せずに行った言動への指導例 |
| ウ | 衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導例 |
| エ | 衝動的に行った暴力を伴う言動への指導例 |
| オ | 故意で行った暴力を伴わない言動への指導例 |
| カ | 故意で行った暴力を伴う言動への指導例 |
| キ | いじめに該当する行為が、集団で行われている場合や、
継続的に行われている場合等の指導例 |

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

- | | |
|---|---|
| ア | 被害の子供の安全確保と不安解消 |
| イ | 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察 |
| ウ | 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応 |
| エ | いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼 |
| オ | 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等 |
| カ | 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応 |
| キ | 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等 |
| ク | インターネットを通じて行われるいじめへの対応 |

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

- | | |
|---|-----------------------|
| ア | 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告 |
| イ | 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援 |

4 重大事態 への対処

(1) 重大事態発生 の判断

- ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解
- イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生 の判断
- ウ 重大事態発生 の報告

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- イ 保護者への説明や協力関係の構築
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
- カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決
- イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決
- ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言による問題解決

(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告

- ア 調査組織の決定と調査の実施
- イ 「不登校重大事態」における調査
- ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
- エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告
- オ 地方自治体の長による再調査への協力